

番匠川水系流域学識者懇談会

日時：平成 18 年 1 月 27 日(金) 14:30～17:00

場所：大分県佐伯総合庁舎 5 階会議室

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員等紹介
4. 設立趣旨、規約等について
 - 1) 設立趣旨 【資料-2】
 - 2) 規約 【資料-3】
 - 3) 委員長選出
 - 4) 懇談会の公開方法について 【資料-4】
5. 委員長挨拶
6. 議事
 - 1) 番匠川水系河川整備計画（原案）について
7. 閉会

委員長

大分工業高等専門学校
名誉教授
中野 昭

大分工業高等専門学校
都市システム工学科教授
島田 晋

大分大学教育福祉科学部
教授
川野 田實夫

大分工業高等専門学校
都市システム工学科助教授
東野 誠

日本生態学会会員
大分生物談話会会員
真柴 茂彦

佐伯史談会会員
豊後佐伯氏中世研究会
佐藤 巧

番匠川流域ネットワーク
事務局長
平野 憲司

番匠おさかな館飼育主任・学芸員
石田 淳

事務局

田中 満昭
佐伯河川国道事務所
国土交通省
調査第一課長

檜垣 裕
佐伯河川国道事務所
国土交通省
技術副所長

西川 勝義
佐伯河川国道事務所
国土交通省
所長

後藤 秀義
佐伯土木事務所
大分県
参事兼所長

宮永 安雄
佐伯土木事務所
大分県
次長兼企画調査課長

葛蒲 明久
河川課
大分県土木建築部
企画調査班主幹

事務局

傍聴席および記者席

番匠川水系流域学識者懇談会 座席表

設立趣旨（案）

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、番匠川水系においては、平成16年1月26日に「番匠川水系河川整備基本方針」が策定されました。

また、基本方針に沿って今後20から30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなりました。

河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「番匠川水系流域学識者懇談会」を設置するものです。

番匠川水系流域学識者懇談会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「番匠川水系流域学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、番匠川水系河川整備計画の案を策定するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者としての意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長ならびに大分県知事が設置する。

- 2 懇談会の委員は、番匠川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長ならびに大分県知事が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は整備計画の策定までとする。

（懇談会の成立）

第4条 懇談会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

（委員長）

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会を招集する。
- 3 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 4 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

（公開）

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所ならびに大分県土木建築部河川課に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則) この規約は、平成18年 月 日より施行する。

番匠川流域学識者懇談会 委員名簿

氏名	専門分野	所属等	備考	今回出欠
いしだ あつし 石田 淳	環境(魚類)	番匠おさかな館飼育主任学芸員		○
かわの たみお 川野 田實夫	環境(水質)	大分大学教育福祉科学部教授		○
さとう たくみ 佐藤 巧	歴史文化	佐伯史談会会員 豊後佐伯氏中世研究会会員		○
しまだ すすむ 島田 晋	水工学	大分工業高等専門学校 都市システム工学科教授		○
なかの あきら 中野 昭	河川工学	大分工業高等専門学校名誉教授		○
ひらの けんじ 平野 憲司	利活用	番匠川流域ネットワーク事務局長		○
ひがしの まこと 東野 誠	環境水理学	大分工業高等専門学校 都市システム工学科助教授		○
ましば しげひこ 真柴 茂彦	環境(植物)	日本生態学会会員 大分生物談話会会員		○

(50音順：敬称略)

懇談会の公開方法について（案）

1. 懇談会の傍聴について

- (1) 一般からの希望者およびマスコミ関係者が懇談会を傍聴することが出来ることとします。但し、会場の都合により傍聴を制限する場合があります。
- (2) 傍聴者のカメラ、ビデオ撮影及び録音は委員長の挨拶までとします。

2. 開催案内の方法

- (1) 記者発表を実施するとともにホームページにて掲載します。

3. 議事内容の公開

- (1) 議事内容は、「議事録」にまとめ公開します。
- (2) 内容については、出席委員の確認を得た上で、ホームページに掲載します。

4. 懇談会資料の公開

- (1) 特定の個人、団体の利害および重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則公開します。
- (2) ホームページに掲載します。
- (3) 国土交通省佐伯河川国道事務所にて閲覧を可能にします。